

船橋市結婚新生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、若年世帯の婚姻等に伴う新生活の住居確保に係る費用を助成することにより、経済的負担を軽減し、もって少子化対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 婚姻等 婚姻又は船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第2条第1号に規定するパートナーシップの関係になることをいう。
- (2) 新婚世帯等 当該年度の初日の属する年の1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦又は船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第2条第2号に規定する宣誓若しくは同条第3号に規定する申告をした2人の者をいう。
- (3) 住宅取得費 新婚世帯等が当該年度の末日までに、婚姻等を機に新たに市内に住宅を取得(婚姻等の日より前の住宅の取得で婚姻等の日から起算して1年以内のものを含む。)するために要した費用をいう。ただし、勤務先等から手当が支給されている場合には、当該手当に相当する額を除くものとする。
- (4) 住宅賃借費 新婚世帯等が当該年度の末日までに、婚姻等を機に賃借するために要した費用のうち、当該住宅の敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費の合計額をいう。ただし、勤務先等から手当が支給されている場合には、当該手当に相当する額を除くものとする。
- (5) リフォーム費用 新婚世帯等が当該年度の末日までに、婚姻等を機に住宅をリフォーム(婚姻等の日より前の住宅のリフォームで婚姻等の日から起算して1年以内のものを含む。)する際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要する費用をいう。
- (6) 引越費用 新婚世帯等が前3号の住宅に引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(助成対象者等)

第3条 助成の対象となる者は、前条第3号から第5号までに係る契約をしたもので、次の各号のいずれにも該当するもの又は次項に規定する要件を満たすものとする。

- (1) 新婚世帯等の婚姻等の日における年齢がともに39歳以下であること。
- (2) 新婚世帯等の所得(第5条の規定による申請の日の属する月が1月から6月までの間にあっては前々年の、7月から12月までの間にあっては前年の所得)を合算した額が500万円未満であること。この場合において、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)

の返済を現に行っている場合においては、新婚世帯等の所得を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出した額で判定するものとする。

- (3) 第5条の規定による申請時において、新婚世帯等の双方の住所が当該住宅の所在地であり、住民基本台帳に記録されていること。
 - (4) 過去に結婚新生活支援事業に係る助成（他の自治体を実施するものを含む。）及び他の法令等による国又は地方公共団体からの同種の補助を受けていないこと。
 - (5) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 2 前年度に助成金の交付を受けた者であって、その額が次条第1項に規定する額に達しなかったもの（以下「継続世帯」という。）

（助成金の額）

第4条 新婚世帯等に係る助成金の額は、新婚世帯等が当該年度の4月1日から3月31日までの間に支出した住宅取得費、住宅賃借費、リフォーム費用及び引越費用の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円（新婚世帯等の婚姻等の日における年齢がともに29歳以下である場合には、60万円）を限度とする。

2 前項の住宅賃借費は、次に掲げるいずれかの高い額を限度とする。

- (1) 敷金、礼金及び仲介手数料並びに賃料及び共益費の2か月分に相当する額を加えた額
- (2) 賃料及び共益費の4か月分に相当する額

3 継続世帯に係る助成金の額は、継続世帯が当該年度に支出した住宅取得費、住宅賃借費、リフォーム費用及び引越費用の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円（継続世帯の婚姻等の日における年齢がともに29歳以下である場合には、60万円）から前年度に助成金の交付の決定を受けた額を差し引いた額（住宅賃借費については、前項の限度額から前年度に交付の対象となった住宅賃借費を差し引いた額）を限度とする。

（助成金の交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に、船橋市結婚新生活支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新婚世帯等の婚姻等を証明する書類
- (2) 新婚世帯等の当該年度（4月1日から6月30日までの間にあつては、前年度）の課税（非課税）証明書
- (3) 住宅取得費、住宅賃借費、リフォーム費用又は引越費用を支払ったことを証する書類
- (4) 住宅を取得した場合にあつては、住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し

- (5) 住宅を賃借した場合にあっては、住宅の賃貸借契約書の写し
- (6) 住宅をリフォームした場合にあっては、住宅の改修に係る工事請負契約書の写し
- (7) 住宅に係る手当が支給されている場合にあっては、それを証する書類
- (8) 貸与型奨学金の返済を行っている場合においては、返済額がわかる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、継続世帯に係る助成金の交付を受けようとする者は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に、船橋市結婚新生活支援事業助成金交付申請書に同項第3号、第7号及び第9号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の可否決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、船橋市結婚新生活支援事業助成可否決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正な手段によって助成金の交付決定を受けたと認める場合その他相当の理由があると認める場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の交付決定を取り消したときは、船橋市結婚新生活支援事業助成金交付決定取消通知書（第3号様式）により、交付決定者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により助成金の返還を求めるときは、船橋市結婚新生活支援事業助成金返還請求書（第4号様式）により交付決定者に請求するものとする。

(関係書類の整備)

第9条 助成金の交付を受けた者は、船橋市結婚新生活支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類を10年間整備しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 継続世帯に対する助成（改正後の第3条第2項、第4条第3項及び第5条第2項の規定）は、令和7年度以降に助成金の交付の決定を受けた者に適用する。